

コーポレート・ガバナンス指針

制定：2026 年 3 月

改訂：2026 年 5 月

日本発条株式会社

コーポレート・ガバナンス指針

目次

第1章	総則	3
第2章	株主の権利・平等性の確保	3
第3章	株主以外のステークホルダーとの適切な協働	5
第4章	適切な情報開示と透明性の確保	7
第5章	取締役会等の責務	8
第6章	株主との対話	13

第1章 総則

第1条（指針の目的）

本指針は、当社がグループ全体の経営の健全性を維持するとともに、中長期的な観点で企業価値を高めていくために、当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する実務指針を明らかにするものである。

第2条（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施することで、経営の健全性を維持するとともに、中長期的な観点で企業価値を高めていくことを目指す。その実現に向けて、以下の5点を基本的な考え方とする。

1. 株主の権利及びその平等性を確保するとともに、適切な権利行使ができる環境の整備に努める。
2. 株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等、当社を取り巻くステークホルダーに対し企業としての責任を果たすことにより、良好な関係の維持に努める。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
4. 取締役会では取締役各人の事業に精通した知見と経験に基づき付議事項を集中的に審議し、経営の最高方針を決め、事業経営動向について監督するほか、付議事項から派生する経営課題に対しても積極的に議論を行い、取締役会としての適切な役割・責務の遂行に努める。
5. 株主とは建設的な対話に努め、また対話を通じて収集した株主の意見等は、経営陣・取締役へフィードバックすることで、情報の周知・共有に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第3条（株主の平等性の確保）

当社は、株主の権利及びその平等性を確保するとともに、適切な権利行使ができる環境の整備に努める。

第4条（株主総会）

1. 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会招集通知を法定の電子提供措置開始日より早く当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載する。
2. 当社は、株主総会開催日を、原則としていわゆる集中開催日を避けて設定するように努める。
3. 当社は、電磁的方法による議決権の行使の採用や議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知（要約）の英文での提供など、全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

第5条（資本政策）

1. 当社は、持続的な成長による企業価値の向上を目指し、グローバルな事業拡大のために必要となる株主資本の水準を保持することを目標とする。配当については、株主への利益配当を最重要事項と位置付けるとともに、長期にわたる経営基盤の確立のため、連結業績及び配当性向ならびに設備投資や研究開発投資など中長期的な企業価値向上のために必要となる資金などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を目指す。
2. 自己株式取得については、株主への利益還元と資本効率の向上を目的として、財務状況や事業環境などを考慮しながら、機動的に実施する。
3. 当社は、資本コストを意識した経営を一層推進し企業価値を高めるため、各種財務施策を実行することで、積極的な株主還元の実施に努める。

第6条（政策保有株式）

1. 当社は、原則として保有目的が純投資目的である投資株式を保有しない。純投資目的以外の目的である投資株式については、当社の主な事業分野において、当社の企業価値向上に資すると判断される場合のみ保有する。
2. 当社は、みなし保有を含む政策保有株式の残高については、取引先との取引高の推移や取引先との今後の関係を検証しながら縮減に努める。
3. 当社は、発行会社の配当状況、株価等を定期的に取り締役に報告することで保有の合理性に関する検証を継続して行う。株式保有による便益やリスクへの定量・定性両面における評価の実施により、保有の適否を総合的に判断する。
4. 当社は、議決権の行使について、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行う。株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じ、長期にわたり影響がある場合には慎重に判断する。
5. 政策保有株式保有に係る考え方については、当社ホームページにも開示する。
（当社ホームページ：「政策保有株式」参照）

第7条（買収防衛策）

当社は、中期経営計画の着実な実行やコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、持続的な成長により企業価値を向上させることによる市場からの適正な評価の取得が最重要課題と考えるため、買収防衛策を導入しない。

第8条（株主の権利を害する可能性のある資本政策）

当社が支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、その必要性・合理性について十分に検討の上、会社法、金融商品取引法などの関係諸法令に従い、情報の適時開示に努めながら、適法かつ適正に手続きを進める。

第9条（関係当事者間の取引）

1. 当社は、会社法上で定められている当社・役員間の利益相反取引については、同法の定める規制に準拠して適切な手続きを実施する。
2. 当社の取締役が当社との間で法令に定める利益相反取引を行う場合には、取締役会での事前承認及び事後の報告を要する。主要株主や子会社・関連会社との取引にあっても、他の一般取引先と同様の交渉を行い、市場価格を勘案の上、取引条件を決定する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第10条（経営理念及び行動準則の策定、実践）

当社は、企業理念において当社グループの価値提供のあり方を明確にするとともに、ニッパツグループ行動指針においてすべての役員、従業員が法令及び企業倫理を順守し、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーの立場を尊重することを定め、これを実践していく。

第11条（サステナビリティの取り組み）

1. 当社は、社訓と企業理念のもと、社会の変革に「なくてはならないキーパーツ」を提供し続け、またニッパツグループサステナビリティ基本方針にもとづき、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指す。
2. 当社はサステナビリティ推進体制として、代表取締役副社長が委員長を務めるサステナビリティ推進委員会を設置し、全社横断的なサステナビリティの取り組みを推進する。

3. 当社は、当社グループのサステナビリティの考え方や目標、取り組みを開示し、ステークホルダーとの適切なコミュニケーションを図る。
4. 当社は、サステナビリティに関するリスクと機会を適切に認識・評価し、サステナビリティ推進委員会で協議した内容を経営戦略や事業活動に反映させることで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組む。

第12条（多様性の確保）

当社は、性別・国籍・採用経路等に関わらず、多様な価値観を有する人材が個性を発揮し活躍できるよう、キャリア形成支援と組織風土醸成に努める。また、多様な人材の確保・育成や社内環境整備について具体的な施策を推進し、これらの取り組みに関する目標や考え方、進捗状況を定期的に開示する。

第13条（通報制度）

1. 当社は、当社グループの従業員が内部通報を行うことができる仕組みとして、外部の第三者機関が運営する窓口コンプライアンスホットラインを設置する。
2. 当社は、ホームページ上に「お取引先様コンプライアンス通報窓口」を設置する。当社との取引にあたりコンプライアンス違反などの事実があった場合に通報を可能とし、問題の早期発見、是正につなげる。
3. コンプライアンス通報があった場合、当社は事実確認の調査を行い、これが確認された場合には、対象案件の是正を行うとともに、通報者より要求がある場合は対応状況の報告を行う。また、重大な案件についてはコンプライアンス推進最高責任者または推進責任者が取締役会に対し、適切な報告を行う。

第14条（企業年金）

1. 当社における企業年金の積立金の運用は、日本発条企業年金基金により行う。年金基金は、積立金運用を複数の運用機関へ委託し、各機関で定めた運用ガイドラインに従い、個別の投資先選定や議決権行使を行う。年金基金の運用に当たっては、基金事務局に資産運用等に関する専門性を有する人材を配置する。
2. 当社は、企業年金の運用機関に運用状況について定期的にヒアリングを行うほか、「資産運用委員会」において資産配分や運用スタイル、運用受託機関構成等の審議を行うと共に、代議員会を労使双方の代議員で構成するなど、加入者・受給者等の安定的な資産形成と、年金財政の適正な運営の実現に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第15条（情報開示）

1. 当社は、透明性の高い企業活動を推進することを目的としたディスクロージャーポリシーに基づき、ステークホルダーに対し、法令に基づく開示を適時・適切かつ公平に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
2. 実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に向け、本指針の他、以下の内容を開示する。
 - ① 社訓、企業理念や中期経営計画等の当社の経営に関する情報
 - ② 取締役、監査役等の役員に係る報酬の決定にあたっての方針
 - ③ 取締役及び監査役候補の指名、及び経営陣幹部の選解任にあたっての方針
 - ④ 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由
3. 当社は、情報開示にあたっては、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、平易かつ具体的な記載を行う。また、法令に従った開示に留まらず、ステークホルダーの利便性を考慮した開示に取り組む。
4. 当社は、サステナビリティの推進について経営戦略との統合を継続し、サステナビリティに関する方針と取り組みを適切に開示する。気候変動に係るリスクと機会が事業活動に与える影響については、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等の枠組みに基づく開示の質と量の充実に努める。また、その他のサステナビリティの取り組みについても、当社の経営戦略・経営課題との整合性を図りながら、開示の充実に努める。

第16条（外部会計監査）

1. 当社及びグループ会社の代表取締役、外部会計監査人及び内部監査部門は、監査役と、定期的また必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保に努める。
2. 当社は、必要な情報を提供し、正確な監査を実施し易い状況を整備する。
3. 当社取締役会及び監査役会は、外部会計監査人と協議を実施の上、年間の監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保する。
4. 外部会計監査人と経営幹部陣との面談等については、代表取締役をはじめ各業務執行取締役等の経営幹部との面談時間を確保する。
5. 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり調査・是正を行い、その結果を取締役会等に報告する。また、監査役会は常勤監査役が中心となり、内部監査部門、関連部門と連携し、調査・是正の勧告等を行う。

第5章 取締役会等の責務

第17条（取締役会の役割・責務）

1. 取締役会は、当社およびグループ会社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現するため、経営全般に対する監督機能を発揮し、経営の公正性・透明性を確保する。また、直面するリスクに適切に対処しつつ、重要な業務執行の決定などを通じた最善の意思決定を行う。
2. 取締役会は、取締役各人の事業に精通した知見と経験に基づき付議事項を集中的に審議し経営の最高方針を決め、事業経営動向について監督する。また付議事項から派生する経営課題に対しても積極的に議論を行い、取締役会としての適切な役割・責務の遂行に努める。
3. 取締役会は、法令・定款に定められた取締役会決議事項及び、社規程に定める重要な業務運営に関する事項を決定し、それ以外の業務運営に関する権限は経営戦略会議に委譲する。
4. 取締役会は、日常の業務遂行に関しては、各担当部門を統括する執行役員に権限を委譲する。
5. 取締役会は、CEO（最高経営責任者）等の後継者計画に関して、執行役員として生産部門、営業部門等での意思決定の経験を積んだ人材を確保することで、定期的な取締役の交替と、経営の一貫性・継続性を実現する。また、執行役員の選任・解任及び担当業務・序列は取締役会決議事項とする。
6. 取締役会は、後継者計画に対し、任意の指名報酬委員会に諮問し、同委員会の助言を受けることとする。

第18条（役員報酬の決定及び手続）

1. 当社は、報酬等の内容の決定については、当社のグループガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を実現するための手段として位置付ける。
2. 当社の取締役の報酬は、個々の取締役の職位ごとの職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬としての固定報酬、短期の業績連動報酬としての業績連動報酬、中長期の業績インセンティブとしての株式報酬の3つにより構成する。
3. 独立社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
4. 基本報酬と業績連動報酬、非金銭報酬等の割合については、株主との利害共有、企業価値の継続的な向上に則した適切な支給割合とする。
5. 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、任意の指名報酬委員会の助言を踏まえた代表取締役による協議にその具体的内容の決定についての委任を行うものとする。
6. 監査役の報酬は、株主総会の決議による報酬総額の限度内での固定報酬とする。また、各監査役への具体的な報酬の配分については、監査役会における協議により決定する。

7. 役員報酬の決定及び手続の詳細については別途開示する。（当社ホームページ：「役員報酬方針」参照）

第19条（経営陣・取締役に対する監督）

1. 当社取締役会では、以下のような経営執行上の監視・監督を実施する。
 - ・ 四半期ごとの業績を、事業部門別に前期との差異内容を明確にして報告・検討する。
 - ・ 中期経営計画の進捗状況と達成へ向けた取り組み状況を定期的に担当執行役員より報告させる。
 - ・ 重要な投融资案件については、投融资審議会を経て経営戦略会議で審議・決議する。また、規程に従い取締役会に上程し決議する。
2. 当社取締役会は、内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督する。
3. 当社は、重点施策の展開・チェック・修正を効率的に行うことを目的とし、経営管理システムを導入する。
4. 利益相反取引については「取締役職務執行確認書」により、その有無について各取締役より年1回確認する。

第20条（リスク管理体制の構築、監督）

1. 当社は、リスク管理規程、コンプライアンス規程、財務報告に係る内部統制管理規程を定め、適切なリスク管理体制を設ける。
2. 当社は、代表取締役社長を最高責任者、企画管理本部本部長を推進責任者とする管理体制を構築する。リスクの未然防止を図り、被害を最小限に留める取り組みを行い、サステナビリティ推進委員会でその進捗を管理する。
3. 重大リスク発生時は、社規程に定める責任者が代表取締役社長へ報告の上、所要の体制を構築する。また、サステナビリティ推進委員会に対し、当該事案の再発防止策を含む事案の概要を報告する。
4. 代表取締役及び管理部門管掌取締役、常勤監査役は、内部監査部門より定期的に監査結果の概要について報告を受けることで適切なリスク管理に努める。監査役会も定期的に同様の報告を受け、重要な検知事項については、独立社外取締役と監査役会との意見交換会において、内部監査部門から説明する。

第21条（監査役及び監査役会の役割・責務）

1. 監査役及び監査役会は、株主の付託と社会的信頼に応えるべく、独立の機関として取締役の職務執行を監査するとともに、法令・定款などで定められた事項を実

施する。これにより、当社およびグループ会社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立に寄与することをその責務とする。

2. 監査役及び監査役会は、監査の品質及び効率性を高めるため、監査役、会計監査人、内部監査部の間で積極的に連携を進め、年間を通じて緊密な意見交換に努めることにより、監査に必要な情報を適宜入手、共有し、適正な監査が実施できる態勢を整備する。
3. 当社では、独立性の高い社外監査役及び財務・会計の知見を有する監査役を選任する等、監査役の機能強化の観点で必要な措置を講じる。

第 22 条（取締役・監査役等の受託者責任）

取締役・監査役は、受託者責任を認識し、各ステークホルダーへの適時の情報開示を行うとともに、対話機会を増やすことでステークホルダーとのエンゲージメントの向上を図り、会社や株主の中長期的な共同の利益の最大化に努める。

第 23 条（経営の監督と執行）

当社では、企業の経営・監督に責任を負う取締役会と、業務執行を担当する執行役員の役割を明確に区分する。このことにより、取締役会は、重要な経営判断について集中して議論し、経営の重要な意思決定を行うとともに、執行役員による業務執行を監督することで、コーポレート・ガバナンス体制上、経営効率の一層の維持・向上並びに中長期的な企業価値の継続的向上を図る。

第 24 条（独立社外取締役の役割・責務）

1. 独立社外取締役は、自らの知見に基づき経営方針や重要な個別案件の意思決定にあたって、独立した立場で助言を行うと共に、会社と経営陣との利益相反取引や、経営陣の選解任についても監督を行う。
2. 当社は、取締役会の構成において独立社外取締役を 3 分の 1 以上選任することを基本方針とする。
3. 独立社外取締役は、定期的に意見交換等を実施し連携を図る。

第 25 条（社外役員の独立性判断に関する基準及び資質）

社外役員については、当社の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことを条件とするとともに、他法人での経営経験を有する者を含める。（当社ホームページ：「社外役員の独立性判断に関する基準」参照）

第 26 条（統治機構の充実）

1. 当社は、後継者計画を含む役員の指名及び報酬に関する事項の決定についての独立性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置し、役員の人事案、取締役の報酬に関する事項につき同委員会より助言を受ける。
2. 当社は、任意の指名報酬委員会やサステナビリティ推進委員会等、任意の仕組みを設けることで、統治機能の補完・強化を行う。

第 27 条（取締役会・監査役会の実効性確保）

1. 当社は、取締役を選任するにあたり、当社事業に関する高い見識を持ち、当社の企業理念に基づき、他の役員などと協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の順守についての高い意識を持つことなどを総合的に判断し、選定および指名を行う。また、経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・指揮権・専門性はもとより、取締役会全体のバランスを考慮することを基本方針とする。CEOについては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて的確な経営判断を行う能力があること等を総合的に判断し、指名を行う。また、重大な法令ないしは定款違反など、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会における審議を経て解任する。
2. 当社は、各取締役の知識・経験・能力等を表示したスキルマトリクスを作成し、開示する。
3. 常勤監査役には、社内での豊富な経験を有し、財務・会計・法務に関する知見を有する者を選任する。社外監査役には、企業経営・財務・会計・法務に関する幅広い経験と高い見識を有する者を選任する。
4. 当社の取締役が他社の取締役を兼任する場合は、当社取締役としての職務を果たす上で支障のない合理的な範囲に留めるべく努める。
5. 当社は、取締役会構成員である各取締役及び監査役に対し、取締役会の自己評価を定期的実施する。自己評価実施結果の概要については当社ホームページに開示する。（当社ホームページ：「取締役会の実効性評価」参照）

第 28 条（取締役会における審議の活性化）

1. 独立社外取締役以外の取締役は、取締役会に上程される議案が原則として業務執行レベルの最高意思決定機関である経営戦略会議で事前に審議されるため、その内容を理解して取締役会に臨むこととする。

2. 独立社外取締役は、議案についての理解を深め取締役会での議論への積極的な参加を可能とするため、議案の事前説明を受けた上で取締役会に臨むこととする。
3. 当社は、取締役会開催日に非公式の会合を開催し、さらに、年1回程度、本社所在地以外の工場で取締役会を開催するなど、独立社外取締役の事業への理解を深める機会を設けることで、情報共有を図る。
4. 当社は、期初に年間の取締役会日程について、全取締役に通知し、変更ある場合は速やかに通知する。

第29条（情報入手と支援体制）

1. 取締役・監査役はその役割・責務を実効的に果たすため、必要に応じて、取締役会事務局である経営企画部や議案に関連する部門の執行役員に追加の情報提供を求め、意思決定に必要な情報を得る。
2. 取締役・監査役は、その判断に外部専門家の意見が必要とされる場合、この活用を検討する。
3. 監査役及び内部監査部は、業務プロセスの適正性、効率性ならびにコンプライアンスへの適合性の確認のため、互いに連携し、対象拠点に対し、業務監査及び内部統制システムに関する監査を計画的に実施する。また、財務報告に係る内部統制については、内部監査部が経理部及び財務部、情報システム部と連携し、対象拠点のテスト・評価を毎年実施する。

第30条（取締役・監査役のトレーニング）

1. 当社は、経営者に必要な様々な最新知見の修得を目的に、全取締役と監査役を対象とした外部講師による講演及び社内研修会を定期的で開催する。
2. 当社は、取締役及び監査役がその役割を果たすために必要な費用を負担する。

第6章 株主との対話

第31条（株主との建設的な対話）

1. 当社は、透明性の高い企業活動の推進と中長期的な観点での企業価値の向上に資するべく、株主との間で建設的な対話を行うことで信頼関係の構築に努める。
2. 株主との対話においては、個別の要望に応じ、CEO、COO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）等が担当する。
3. IR担当部門は、株主との建設的な対話及び公正かつ適正なIR情報の開示のため、責任者であるCFOのもと、グループ各社を含む関連部門との有機的な連携を図る。

4. 当社は、グループ主要拠点での工場見学やアナリスト・機関投資家向け事業戦略説明会の実施等を通じ、株主との対話の充実を図る。また、当社ホームページやプレスリリースの活用、マスメディアからの取材への積極的な対応を通じ、株主にとってわかりやすい情報公開を積極的に行う。
5. 当社は、金融商品取引法に基づき、フェア・ディスクロージャー・ルールを順守し、情報開示を行う。
6. 当社は、インサイダー取引防止規程及び機密情報管理規程に基づき、インサイダー情報管理を徹底する。株主の対話に際しては、決算発表前の期間中における決算情報に関する対話を控えることにより、インサイダー情報の漏洩の防止を図る。
7. 株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、必要に応じ取締役会へ報告し、情報の周知・共有を行う。

第 32 条（経営戦略や経営計画の策定・公表）

1. 当社は、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標、事業ポートフォリオの方向性について、中期経営計画を含む株主・投資家情報として当社ホームページ等で開示する。（当社ホームページ：「中期経営計画」参照）
2. 当社は、ニッパツグループサステナビリティ基本方針に基づきサステナビリティ活動を展開する。また、計画的かつ戦略的な資源配分計画の実行により、当社の持続的な成長に繋げることを目的とし、キャッシュアロケーション計画を含む経営資源の配分について開示する。